

番号制度に係る住民基本台帳事務における「特定個人情報保護評価」の実施について

1 概要

導入から5年経過のため、区民の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)に個人番号をプラスした情報(「特定個人情報」)について、番号制度における安心・安全の確保を図るため、番号法に基づき、制度面およびシステム面に係る保護措置について、区民意見公募および第三者点検を行い、評価書の再評価を実施する。

2 評価書の内容

- I 基本情報…事務の内容、使用するシステム等の説明
- II 特定個人情報ファイルの概要
 - …各種情報ファイルの記録項目、特定個人情報の入手・使用方法、特定個人情報の委託事項・提供事項・移転事項等の詳細
- III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
 - …IIで掲げた項目に対するリスク措置等の対応
- IV その他のリスク対策…自己点検や監査等の対策
- V 開示請求、問合せ…開示請求先、問い合わせ先等
- VI 評価実施手続…区民意見公募や第三者点検の実施日等

3 スケジュール

令和元年11月1日～30日	区民意見聴取(パブリックコメント)の実施
令和元年12月1日～16日	区民意見を受けて、評価書へ反映
令和元年12月17日	第三者点検
令和元年12月18日 ～令和2年1月15日	第三者点検を受けて評価書へ反映
令和2年1月下旬	区議会へ区民意見聴取・第三者点検結果の報告
令和2年2月上旬	個人情報保護委員会へ評価書を提出
令和2年2月中旬	評価書・区民意見公募の回答を公表(広報誌等)

4 パブリックコメント概要

- (1) 公表場所 区の広報紙への掲載(11月1日号)、品川区ホームページ、戸籍住民課窓口、区政資料コーナー等
- (2) 意見提出方法 情報推進課番号制度担当へ郵送かFAX、持参
ホームページの応募フォーム

5 根拠法令

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律 27 号）第 28 条
- ・特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則 1 号）
- ・特定個人情報保護評価指針（平成 26 年特定個人情報保護委員会制定）